

保 育 所 の 概 況

令和2年4月1日現在

保育所名	北九州市立 徳力保育所			施設長名	富士田 直美	
所在地	〒802-0976 北九州市小倉南区南方五丁目2番1号					
電話番号	093-962-7886	FAX番号	093-962-7886	認可年月	昭和40年5月	
設置主体	北九州市			運営主体 (設置主体と異なる場合)		

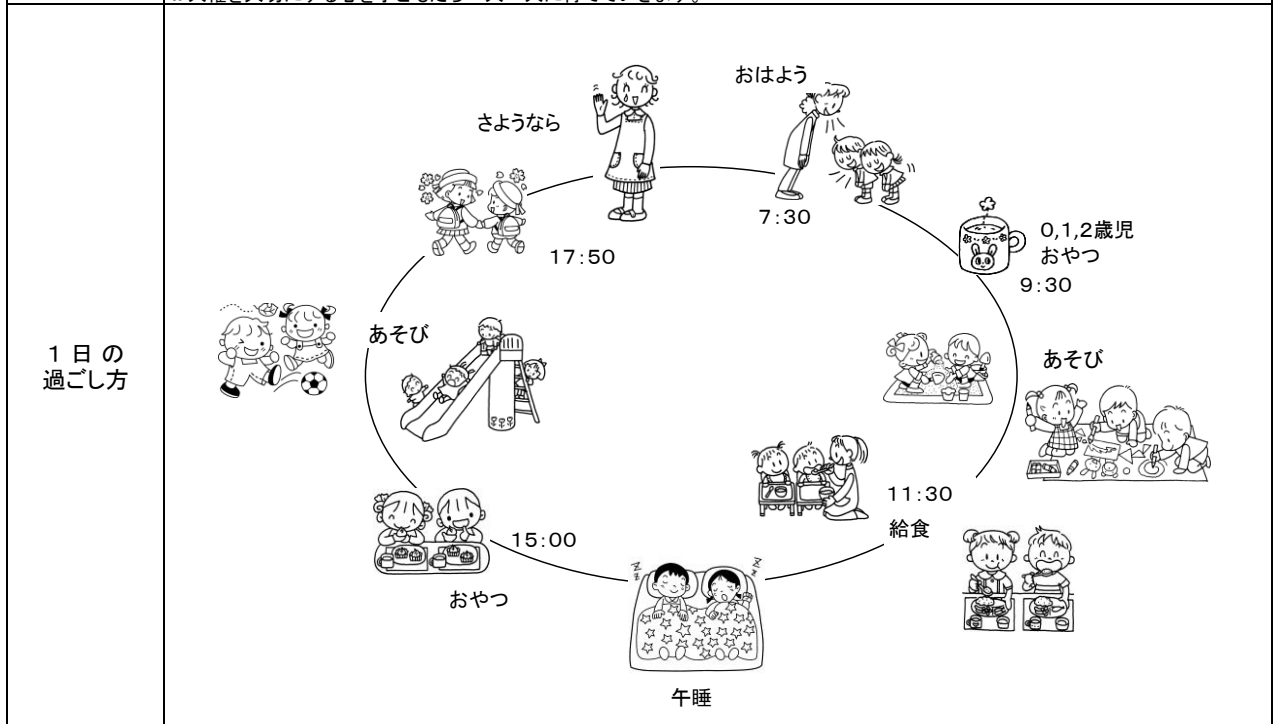
建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・その他()	2階建()	階部分
------	-------------------------	--------	-----

建物延床面積	843.82㎡
--------	---------

利用定員 (利用児童数)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2号定員	/			68人 (65人)			68人 (65人)
3号定員	11人 (9人)	41人 (45人)	/			52人 (54人)	
開所時間	7:30	~	17:50 (延長19:00)	保育短時間の 受入時間帯	9:00	~	17:00
保育の提供を行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)						

職員数	31人	内訳：施設長(1人) 保育士(28人) 調理員(委託業者2人) その他(0人)
-----	-----	---

施設の目的 運営の方針 保育の方針	<p>【施設の目的及び運営の方針】 保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、児童の健やかな成長を図ることを目的とします。また、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。</p> <p>【めざす子ども像】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 規則正しい生活をし、生き生きと遊べる子ども 2 友だちと遊ぶ中で、喜びや楽しさを見つけようとする子ども 3 人の話を聞き、自分の思いを伝えようとする子ども 4 人の気持ちがわかり、思いやりのある子ども 5 物事の良し悪しがわかり、ルールを守ろうとする子ども 6 身近なものに興味関心をもち、感動できる子ども <p>【保育の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆家庭や地域社会との連携を密にして、十分に養護の行き届いた環境のもとで、主体的に楽しく活動ができるようにしながら、意欲や思いやりを育み、生きる力の基礎づくりを目指します。 ☆地域社会の子育てを支援し、保育所のもっている専門的知識や技術を役立てていきます。 ☆人権を大切にする心を子どもたち一人一人に育てていきます。
-------------------------	---



保育所名	北九州市立 徳力保育所
------	-------------

年間行事予定	4月 入所・進級式	10月 運動会
	5月 親子遠足 健康診断	
	6月 保育参観・試食会(0, 1, 2歳児) 歯科検診(4・5歳児)	12月 生活発表会 クリスマス会
	7月 七夕まつり・プール開き・卒園児招待 保育参観・試食会(3, 4, 5歳児)	1月 保育参観・講演会
	8月 なつまつり プール大会	2月 豆まき
	9月	3月 ひなまつり・お別れパーティー 卒園式

各種保育事業の実施状況	<p>○地域活動事業をしています。 【妊産婦、乳幼児なんでも相談】 区役所の保健師、栄養士と一緒に育児に関する相談を受け、遊びの伝承やふれあいタイムを持っています。 毎月第2木曜日 10:00～11:00 【年長者とのふれあい交流】 年長者ホームや地域の年長者との交流をしています。</p> <p>○小中学生の保育体験 広徳小学校や、近隣の中学校の生徒との交流をしています。</p> <p>○障害児保育をしています。 子どもたちが互いを認め合い、一緒に心地よく生活できるように、環境を工夫し、育ち合いを図っています。</p> <p>○延長保育を実施しています。 保護者のお仕事やご家庭の事情でにより、必要と認められる場合は、保育時間を19時まで延長して子どもさんをお預かりしています。別途保育料が必要です。</p> <p>○親子通園事業 月8回以内、1回3時間以内、親子で通園して、遊びの体験や相談を行います。(別途利用料が必要です。)</p>
-------------	--

利用の開始及び終了に関する事項	<p>●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもから利用先が決定されます。</p> <p>●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。</p>
-----------------	---

実費に係る利用者負担金	<p>● 3・4・5歳児の給食にかかる副食費(月額 4,500円) → 給食のおかずやおやつにかかる費用を負担するもの。 ※ 3か月に一度、3か月分の納入通知書をお渡しします。退所により、副食費の払い過ぎが生じた場合には、還付手続きを行いますので、「口座振替依頼書」を提出してください。 なお、月途中で退所の場合は、日割り計算します。</p> <p>● 日本スポーツ振興センター共済掛金(年額 250円) → 万一の怪我等に備えて、共済掛金に加入するもの。</p> <p>● 保護者会費(月額 250円) → 遠足バス代、イベント運営経費、講師料などに使用するもの。</p>
-------------	---

その他特記事項	<p>【緊急時における対応方法】</p> <p>● 保育の提供を行っているときに、入所児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は入所児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じます。</p> <p>● 保育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課、入所児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。</p> <p>● 事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、発生防止のための対策を講じます。</p> <p>【非常災害対策】 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施します。</p> <p>【虐待の防止のための措置に関する事項】 入所児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。</p>
---------	--